

福島県地方税徴収対策検討会における検討結果概要について

平成 2 1 年 3 月

総務部税務課・市町村財政課

(検討の背景・経過等)

(1) 三位一体改革に伴い平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲により、地方税の調定額が大幅に増加したことから、県、市町村ともに財政基盤を支える自主財源の柱として税収確保対策がますます重要となっている。

一方、昨今の厳しい経済情勢や雇用形態等の変化など、徴収環境はますます厳しさを増しており、より効果的・効率的な徴収方策を講じていく必要がある。

(2) 県、市町村ともに徴収対策を一層充実させるため、連携した取組を模索する必要があることから、県内12市町村の税務担当課長ほか県関係職員により、平成20年9月1日に福島県地方税徴収対策検討会を設置し、去る2月10日まで4回の検討を行った。

(3) 地方分権の根幹となる、自主財源の柱である税収を確保するためには、県、市町村それぞれが法に基づいた基本的な債権管理を着実にを行うとともに、更に、滞納整理をより一層推進するため、県と市町村との連携を強化することが重要である。

1 現状と課題

(1) 市町村税の現状

徴収の状況

19年度の本県市町村税（国民健康保険税除く、以下同じ）の徴収率は91.7%で全国平均93.7%を2.0ポイント下回っており、全国36位である。

市町村税収入のうち固定資産税のシェアは48.0%（全国平均は40.4%）であり、基幹税目となっているが、徴収率は89.0%と全国平均の92.4%を3.4ポイント下回っており、全国35位である。また、市町村民税の徴収率は94.7%で全国平均94.6%を0.1ポイント上回っているが、全国24位である。

国民健康保険税（料含む）の徴収率は 68.9 %で全国平均 72.8 %を大きく下回っており、全国43位である。

今後さらに強化すべき対策（市町村の意見の中で特に多かったもの）

ア 新規滞納者への初期対策強化

イ 滞納処分の徹底

ウ 租税債権管理の徹底

エ 個人住民税の特別徴収の推進

(2) 県税の現状

平成19年度の本県県税の徴収率は98.2%で全国平均97.2%を1.0%ポイント上回っており、全国3位である。税目別では、個人事業税が96.3%で全国2位、自動車税については99.3%で全国2位と上位に位置している。

しかし、個人県民税については、94.6%で全国20位であり、未納繰越額は28億61百万円と過去最多である。県税全体の未納繰越額のうち個人県民税の割合は従来60%前後で推移してきたが、平成19年度は68.85%であり、このままでは累積し2～3年後に

は80%になる可能性が高い。

(3) 徴収の課題

市町村の課題

- ア 住民とより密接な関係にあるため滞納処分を実施しにくく、納付交渉が中心であることから、滞納が長期化する市町村が多い。
- イ 徴収マニュアル等が整備されておらず、徴収の専門知識やノウハウが組織に蓄積されていない市町村が多い。
- ウ 小規模な町村の多くは、人力的な制約から職員が徴収業務に専念できる体制となっていない。

県の課題

- ア 県では、個人県民税の未納繰越額の圧縮が最大の課題である。個人県民税の賦課徴収は市町村が権限を有しているが、市町村には前述のとおり課題がある。
- イ 県では市町村と連携し、併任徴収や直接徴収等の支援を実施し、一定の成果を上げているが、県の人員配置、市町村の受入体制や事務の繁雑さなど課題も多く、税源移譲により大幅に増加した未納繰越額の圧縮の決定打にはなっていない状況にある。

2 今後の取組みについて

(1) 市町村自らが取り組むべき事項

次の事項については、実施に当たっての課題が少ないと思われることから、市町村自ら積極的に推進していかねばならない。

- ア 滞納整理方針の策定
- イ 徴収目標値の設定
- ウ 滞納整理マニュアルの策定
- エ 滞納整理年間スケジュールの策定 等

(2) 引き続き取り組むべき連携方策

すでに実施している次の施策については、一定の効果があることから、引き続き取り組む必要がある。

- ア 各種研修の充実、強化
- イ 直接徴収、併任徴収の推進
- ウ 短期実務研修生等の積極的な受入
- エ 滞納整理実施方針等作成への助言 等

(3) 個人住民税の特別徴収の推進

給与所得者の個人住民税については、原則として、市町村が給与支払者である事業者者に特別徴収させなければならぬとされている。多くの市町村では、実施していない事業者者に働きかけを行っているが、消極的な事業者が多い現状にある。特別徴収の確実な実施が個人住民税の税収確保に大きく寄与するものと考えられることから、今後は、法的措置も念頭に全県統一的に進めることが効果的と考えられる。

また、事業者数も多いこと等から、計画的に取り組み、効率的に進める必要がある。

(4) 行政サービスの制限

他県等では、入札参加資格申請や各種補助金・貸付金交付申請時に、法人の個人住民税の特別徴収実施や、個人住民税の滞納がないことを確認するなど、特別徴収未実施事業者や滞納者に対する行政サービスの制限の実施やその拡大を図っている。

これにより、住民に対し公平な行政サービス提供が図られるものと考えられるが、個人住民税の特別徴収の実施や納税義務の履行を側面から促進する効果が期待できることから、県、市町村それぞれが、実施、拡大を検討する必要がある。

(5) 滞納整理の一層の徹底

市町村においては、「滞納処分の徹底」、「新規滞納者への初期対策強化」及び「租税債権管理（消滅時効）の徹底」を図るため、次の事項について、着実に実施していく必要がある。

なお、県においては、市町村がこれらを推進するに当たり、効果的な事例等について情報提供するとともに、課題等に助言するなど支援していくものとする。

ア 徹底した財産調査 イ 早期の滞納処分 ウ 的確な執行停止及び欠損処理

3 新たな連携体制の研究・検討

(1) 滞納整理組織

市町村の滞納整理上の課題に対応するため、複数の市町村や県で滞納整理組織を設置し、一定の案件を対象に滞納処分する例が他県で増加している。

その体制は、一部事務組合、任意組織等さまざまで、組織自体は徴収実績を上げており、全体の徴収実績にどの程度寄与しているか不明ではあるが、引き続き研究を行っていく必要がある。ただし、本県の地理的条件、費用負担や人員配置等の面から、全県をカバーする組織は効率的でないと考えられる。

(2) その他の連携方策

滞納整理組織に限らず、地域の実情に応じた推進方法を検討する必要がある。

4 福島県地方税滞納整理推進会議（仮称）等の設置について

(1) 設置の必要性

滞納整理等の一層の徹底を推進するには課題もあるため、県や他市町村と滞納整理手法や問題点等に関して、意見・情報交換を行いながら、各自の方策や連携方策を協議し、推進することがより効果的・効率的と考えられる。

このため、地域ごとの協議を行う場と、地域の問題点等を集約した全県的な方策等の協議を行う場を設置する必要がある。

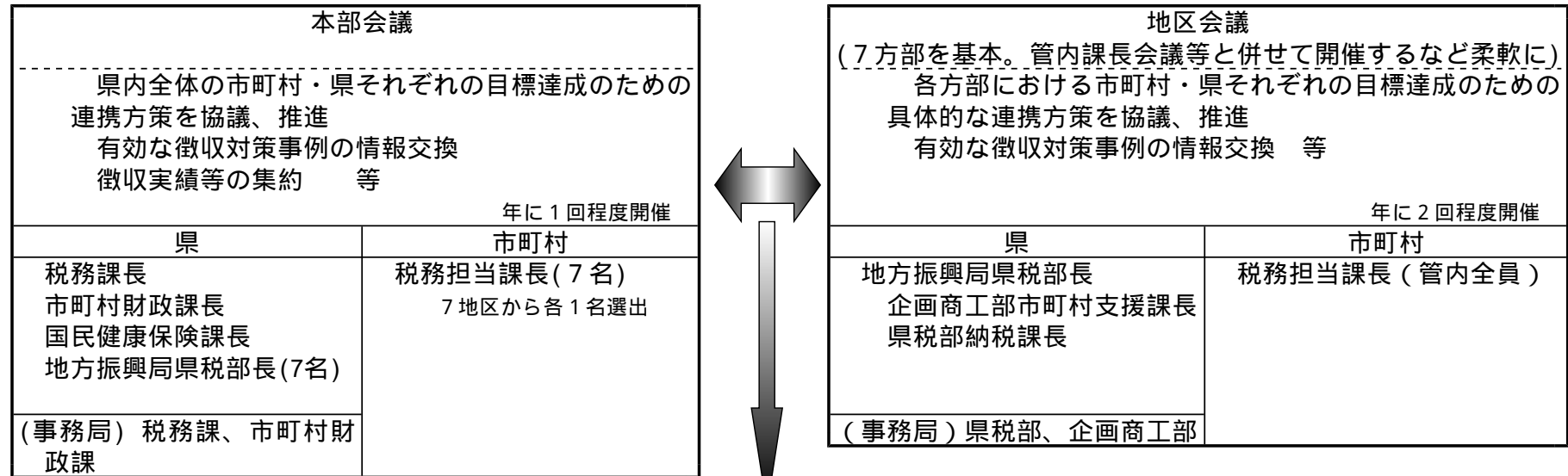
なお、新たな連携体制についても、必要に応じ地区の実情を踏まえ検討していく必要がある。

(2) 福島県地方税滞納整理推進会議（仮称）の基本的な枠組みについて（別紙のとおり）

(仮 称) 福 島 県 地 方 税 滞 納 整 理 推 進 会 議 に つ い て (案)

【目的】県と市町村が緊密に連携し、それぞれの目標達成のための連携方策を協議・推進すること等により、県内全体の地方税収の確保等を図る。

福 島 県 地 方 税 滞 納 整 理 推 進 会 議
(平成21年度夏頃に設置)



【 具 体 的 連 携 方 策 】

- 既存の連携方策の推進・充実
- | | | |
|-------------------------------|-------------------|--------|
| ア 個人住民税徴収対策会議の開催(地方振興局と市町村) | イ 併任徴収 | ウ 直接徴収 |
| エ 短期実務研修制度(市町村から地方振興局へ派遣) | オ 人事交流(市町村と地方振興局) | カ 各種研修 |
| キ 滞納整理方針・マニュアル作成・事務改善などの助言 など | | |
- 新たな連携方策の推進・検討
- | | | | | |
|---------------|-------------|-----------|--------|----|
| ア 短期派遣・相互併任徴収 | イ 共同搜索・共同公売 | ウ 特別徴収の推進 | エ 税務診断 | など |
|---------------|-------------|-----------|--------|----|